

2006年2月15日

## 政府等が行う一般国民向けの知的財産保護啓発キャンペーンに関するコメント

### 第4プロジェクト

製造・流通・消費のそれぞれの段階で模倣品等知的財産権侵害に深く関わっている各国・地域において、知的財産権の保護を促進させ根本的な問題解決を図るためには、現地政府等に対する侵害取締の強化を求めるといった一面的な取組みではなく、知的財産を尊重する社会的な風土を醸成することが不可欠となっている。

こうした知的財産保護を目的とした普及啓発にあたっては、本来、各国・地域がそれぞれ主体的に取り組まねばならないものであり、当該国・地域のニーズや実情を勘案し、実施すべきものと認識されている。

我が国でも、知的財産推進計画2004並びに同2005において指摘されているとおり、模倣品・海賊版対策に積極的に取り組むアジア諸国の政府関係者や民間の団体・企業等に対し、知的財産権の保護に関する能力構築（キャパシティービルディング）の効果的な実施が必要であるとさまざまな施策が講じられている。

一方、国際知的財産保護フォーラムでは、第3回知的財産保護官民合同訪中代表団（ミッション）の派遣を契機として、これまでの摘発強化に向けた要請に加え、協調と支援による中国当局への働きかけが着実に成果を挙げている。

こうした侵害に係る国・地域の政府に対し、関係機関のみならず各国・地域の国民の知的財産保護意識を高めるための積極的な取組みを要請する際、我が国の知財民度の向上もさらに高めることが必要となってくるものと思われる。

そのため、模倣品・海賊版が社会悪であるとの認識を国民各層に広めるべく、著名人を用いたポスターの掲出や、インターネットバナー及び特設サイトにおけるメッセージの発信など、関係省庁による国民へのさまざまな啓発キャンペーンが推進されており、適切な消費行動の促進に効果を挙げているところである。

かかる状況の中、国際知的財産保護フォーラムとしては、民間の立場から、さらなる効果的な啓発キャンペーンの実施に向け、「国民各層の積極的な参加による知的財産保護意識の高揚を図る」という趣旨のもと、以下の補完的な取組みを提案するものである。

1. 小・中・高校生を対象とした「知的財産権保護」作文コンテスト及び普及啓発キャンペーンの標語コンテスト等を実施する。

知的財産権侵害品の解決に向けては、模倣品・海賊版が内外社会に悪影響を及ぼす犯罪行為であることを広く認識してもらうことが必要である。こうした取組みは、息の長い対策によって成し得るものであり、児童・学生層に対する学校教育等を通じた適切な消費行動等に関する教育が不可欠であり、キャンペーンへの参加意識を高めるとともに知的財産権保護に対する認識を広める観点からコンテストを実施する。

2. 消費者全般を対象とした「知的財産権保護」に関する教育を促進させるため、多様な機会・ツール（ビデオ教材（テレビ番組）・e-ラーニングコンテンツ等）を活用し実施する。

模倣品・海賊版が、権利者の経済的な利益の損失、企業において新たな知的財産を創造するモチベーションを減退させ産業発展の鈍化を招くとともに、消費者自身の権益を阻害するという認識を広めることが必要である。そのため、例えば、社会人や大学生に対するe-ラーニング研修を実施し、その受講者には修了証を発行するなどして参加意欲を高めることや、必要とされる最低限の知的財産権保護知識の習得をまとめた教育コンテンツの制作を行うとともに、消費者向けセミナーや生涯教育セミナー、学校等への積極的な働きかけによって出前講座を実施することなどが必要である。

3. 一般国民からの模倣品・海賊版関連情報申告制度を導入し、保護意識の高揚を図る。

模倣品・海賊版などに関する情報申告活動を通じ、公衆の注意喚起を促すとともに、知的財産保護に対する認識を醸成する。

4. 一般国民の知的財産保護意識及び政府機関による知的財産保護啓発活動に関する調査を実施する。

定期的に知的財産保護意識及び政府等が行う知的財産啓発活動の認知度を調査し、現状に応じた効果的な施策の検討を行う。

(参考：諸外国・地域の主な普及啓発活動)

中華人民共和国・国家版權局：中学生を対象に『自ら海賊版を拒絶しよう』という著作権保護をテーマに、青少年の著作権保護意識の高揚を図ることを目的とした建議コンテストなどを実施している。

香港特別行政区・知識産権署：知的財産権侵害行為は、知的財産権者が損失を被るだけでなく、香港の新たな発展にも困難をもたらすとの認識から、知的財産権保護の重要性を明確にし、市民が他人の知的財産権を尊重する意識を高めるための取組みとして、小中学生を対象に『知的財産権保護の重要性及び知的財産権尊重の高揚』をテーマとした標語創作コンテストを実施している。また、著名人を使ったTVキャンペーンに加え、知的財産権保護及び政府機関の活動に対する認知度調査を実施し、施策反映に努めている。

大韓民国・特許庁 (KIPO)：点在する組織形態で運営されている偽造商品の製造及び流通経路に対する体系的な情報収集を通じて、偽造商品の流通を根本的に遮断すること、情報提供等の協力を通じて、取締の限界を克服すること、に加え偽造商品に対する国民の注意喚起を高めるため、偽造商品申告報奨金制度を導入している。  
なお、台湾においても全米映画協会などの支援を受けつつ、同様の報奨金制度が実施されている。

台湾・經濟部知的財産局 (TIPO)：発明や創作の重みを改めて認識させ、知的創造活動の成果である知的財産権を保護することを目的に、商店による正規品の販売・侵害品ボイコットを支持する「模倣品・海賊版を取り扱わないキャンペーン」を実施している。

米国・税関国境保護局 (CBP)：一般大衆への啓発活動においては、米国の有名スターを起用して IPR エンフォースメントに関する啓発ビデオを制作し、活用している。TVニュース等におけるこのビデオの放映に努めている。

米国・特許商標庁 (USPTO)：模倣品対策の重要課題として政府関連機関と大衆に対するトレーニング、啓発活動を重視しており、一般国民への啓発活動 (Public Awareness) として、ケーブルチャンネルにおけるテレビコマーシャルとして 30 分程度の反模倣品キャンペーンの実施など各州単位で実施されはじめている。